

吉野川市雇用対策協定書

吉野川市と徳島労働局は、吉野川市における地域活性化や雇用失業情勢の改善に連携して取り組むため、次のとおり「吉野川市雇用対策協定」(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、吉野川市と徳島労働局がそれぞれの強みを發揮して、地域経済の活性化や市民のくらしの向上を目指し、緊密に連携して、地元企業の人材確保、求職者の就職支援、新たな企業誘致活動を促進し地元定着を図るため、雇用対策に関する施策等を効果的かつ一体的に実施することを目的とする。

(連携項目)

第2条 吉野川市と徳島労働局は、前条の目的を達成するため、次の各項目について積極的に取り組むこととする。

- (1) 情報・意見交換を目的として、定期的に協議会を開催する。
- (2) 協議会の決定に基づき雇用対策に関する取組を実施する。
- (3) 地元企業及び求職者に関する雇用の総合的なサポートを実施する。
- (4) その他雇用対策に関する実施すること。

(秘密保持)

第3条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、吉野川市及び徳島労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持す

ることとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合はこの限りでない。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する3か月前までに吉野川市又は徳島労働局からの何らかの意思表示がない場合は、協定期間は更に1年間更新されるものとして、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項を変更しようとするときは、吉野川市及び徳島労働局が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、吉野川市長及び徳島労働局長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年6月26日

吉野川市長

吉野川市長
飯野弘仁

徳島労働局長

徳島労働局長
飯野弘仁